



また、米国FDAによって11月13日、103件（そのうち日本からの報告が95件：92%）もの異常行動が寄せられており、そのため、新たな警告文書が公表されました。警告では、

「インフルエンザ患者、とくに子どもはタミフル服用のすぐ後に自傷行為や精神錯乱の危険性が高まる可能性があり、異常行動の兆候がないか注意して監視するべきである。タミフル服用後に異常行動の兆候があった場合、直ちに専門家に連絡をすべきである。」

と述べられ、注意が喚起されています。

タミフルと異常行動との因果関係がないなら、どうしてこのような警告がなされるのでしょうか。タミフルは異常行動を起こしうる危険性があると認識しているからこそ、このような警告がなされたのではないのでしょうか。

そこで、以下を要望します。

#### 1. タミフルと死亡との因果関係を認め、適切な安全対策をお願いいたします。

報告書の分析方法と結論について再考いただき、また、タミフルと異常行動とその後の事故死、あるいは睡眠中の突然死について因果関係を認め、適切な情報を国民に提供していただくようお願い申し上げます。

#### 2. タミフルと死亡との因果関係を認め、被害救済の公正な判定をお願いします。

私たちの子どものうち3人は、まさしく、インフルエンザにかかったその日の昼に服用し、異常行動を起こして事故死し、あるいは睡眠中に突然息をなくなりました。もう1人（D）は、インフルエンザに罹患した直後に受診したのがたまたま夜であり昼ではありませんでしたが、やはりタミフル服用直後ともいえる3時間後に睡眠中に突然死したと推定されています。

薬害スモンの被害者の尊い犠牲に報いるために創設された副作用被害救済制度は、裁判などの手段を用いなくとも副作用被害が速やかに救済されることをその創設の趣旨としていると聞きます。

また、子ども以外にも、現在、副作用被害救済制度に救済申請をしている方々がおられます。これらの方々の因果関係の認定とも大きく関係しております。

これだけの証拠が揃っているタミフルと死亡との因果関係に関して、どうか否定することなく、適切な情報を提供するとともに、被害救済の公正な判断を頂きたく、強く要望いたします。